



厚生労働省奈良労働局発表
平成29年1月31日

担 当	奈良労働局労働基準部健康安全課
	課長 直野 泰知
	安全専門官 西川 聡
	電話 0742-32-0205

本社が県内にある企業グループに対し 労働局幹部が労働災害防止に向けた取組を要請

～「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開～

県内では、小売業、社会福祉施設といった第三次産業での労働災害が増加しています。厚生労働省奈良労働局（局長 吉野彰一）では、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、県内の小売業、社会福祉施設、飲食店に対する労働災害防止のための取組を集中的に実施することとしました。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のポイント

1. 名称

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

2. 実施時期

平成29年1月1日から平成29年12月31日まで（重点期間：2月及び6月）

3. 対象業種

小売業、社会福祉施設、飲食店

4. 労働局の実施事項

- (1) 県内に本社がある多店舗展開企業等に対し、労働局幹部が要請を行います。
- (2) 対象業種の店舗・施設に対し、安全衛生方針の策定や、職場の安全を担当する職員の配置など、労働災害防止に関する取組を求めます。
- (3) 関係行政機関、業界団体と連携し、本運動の周知や安全活動の実施を呼びかけます。

参考：対象業種への要請事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針を策定し、店舗・施設内への掲示等による従業員への周知
- (2) 職場の安全衛生活動を担当する職員（安全推進者）の配置
- (3) 従業員への安全教育や意識啓発、危険の見える化、整理整頓活動などの安全活動の実施

1 取組の背景・経緯

県内の第三次産業の労働災害の死傷者数は近年増加傾向にあります。

平成28年の第三次産業の労働災害は、前年に比べ11.2%増加しました。また、死亡者数は前年の1人から3人に増加しました。

第三次産業の中では、社会福祉施設の死傷者数が前年に比べ31.7%増加しました。また、第三次産業の労働災害の約3割を占めている小売業は5.4%増加しました。

数値はいずれも、平成28年12月末時点速報値によるもの

これらの業種の労働災害発生状況を見ると、複数の店舗、施設を展開する企業（多店舗展開企業等）での災害も多く見られます。また、店舗や施設の安全衛生の取組を見ると労働者の安全を担当する職員が配置されていないなどの状況が散見されます。

さらに、多店舗展開企業等においては、労働者の安全などの雇用管理のルールは、本社等からの指示に従って行われていることが多く見られます。このため、第三次産業の店舗や施設における労働者の安全の取組を推進するにあたっては、本社への要請・指導を通じて、傘下店舗・施設に対する労働者の安全のための取組を水平展開することが効果的と考えられます。

このようなことから、厚生労働省及び奈良労働局では、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、県内多店舗展開企業の本社等に要請を行うとともに、その傘下の店舗・施設における安全衛生のための取組を推進します。

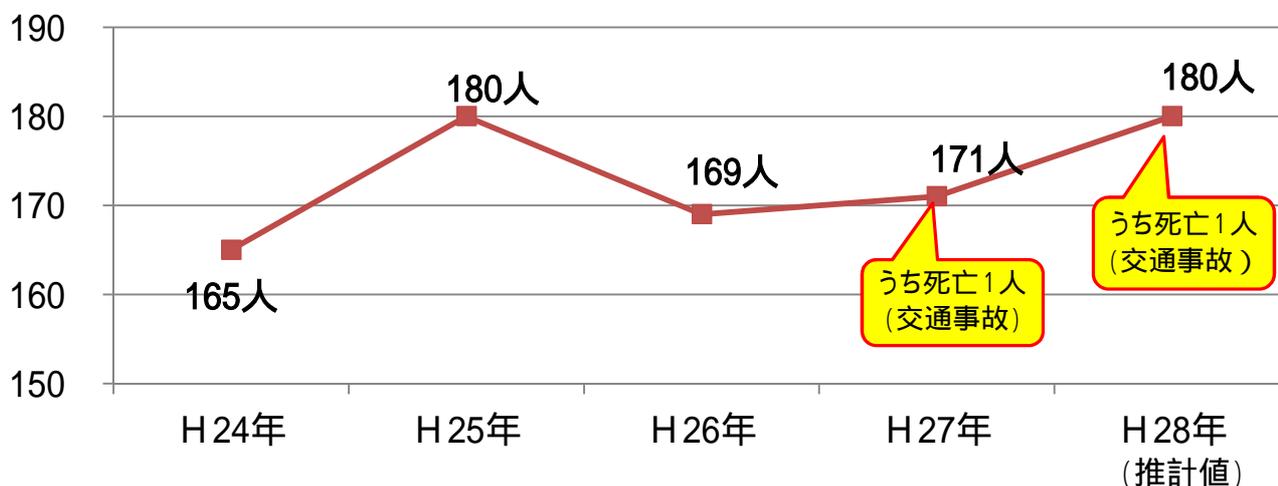
県内で多店舗展開を行っている代表的な企業本社に対して要請を行い、これらの傘下店舗・施設において安全衛生の取組を行っていただくことで、県内の第三次産業全体における安全衛生の取組水準の向上が図られることを期待するものです。

2 県内の第三次産業の労働災害の現状

(1) 小売業では労働災害が増加傾向にあり、平成24年に比べて約10%増加しています。

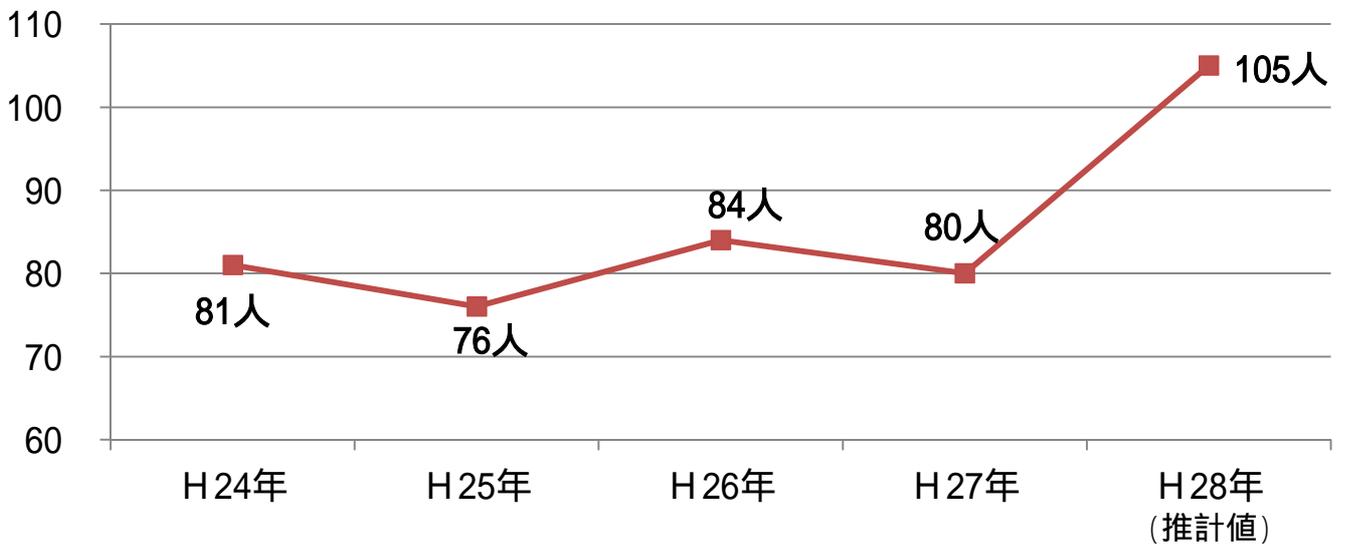
また、平成27年と28年は労働災害によって亡くなられた方もいます。

小売業<休業4日以上<の死傷者数>



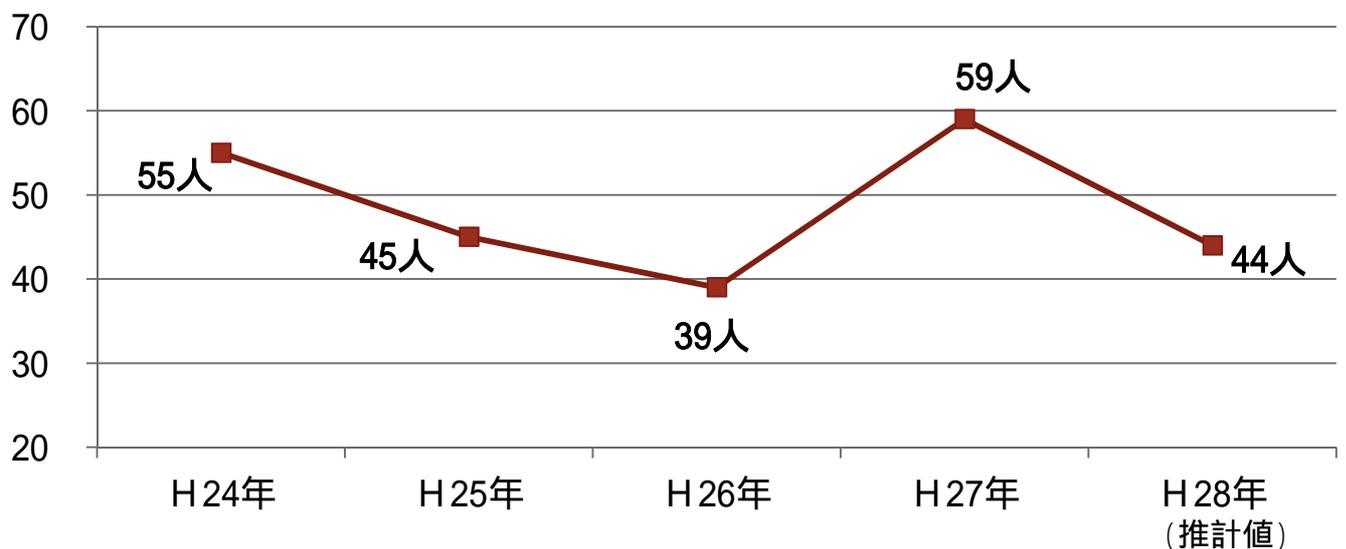
(2) 社会福祉施設では平成28年に労働災害が大幅に増加し、平成24年に比べて約30%増加しています。特に介護分野は施設数、労働者数が年々増加しており、労働災害の発生リスクも高まっています。

社会福祉 < 休業 4 日以上 の 死 傷 者 数 >



(3) 飲食店では労働災害が減少傾向にありますが、平成27年には大幅に増加しました。この年は食品加工用機械に巻き込まれ、指を骨折した事例も発生しています。飲食店では若年者から高齢者まで幅広い方が従事し、労働災害も4割超が20歳台以下であることから、店舗・労働者双方において安全意識を持つことは極めて重要です。

飲食店 < 休業 4 日以上 の 死 傷 者 数 >



グラフにおけるH28年の数値はいずれも、H27年の数値に、H28年12月末速報値の対前年増減率を乗じて推計

3. 労働局幹部による要請

平成 29 年 2 月 8 日には、市民生活協同組合ならコープに対して、奈良労働局労働基準部長が要請を行い、県内店舗に対する取組を求めます。

要請日時：平成 29 年 2 月 8 日（水）9：00～（頭撮り可）

場所：市民生活協同組合ならコープ（奈良市恋の窪 1 丁目 2 番 2 号）

参考：市民生活協同組合ならコープの概要

本社：奈良市恋の窪 1 丁目 2 番 2 号

施設数：17 カ所

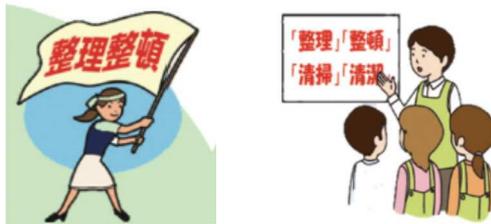
職員数：1,582 人

市民生活協同組合ならコープウェブサイト（<http://www.naracoop.or.jp/>）から転載

4. 対象業種における取組事項

まずは、経営トップが方針を表明し、施設内掲示等により、傘下店舗、労働者に周知します。

安全の担当者（安全推進者）を配置しましょう。



策定例 + 策定日 平成●●年●月●日
開示日 平成●●年●月●日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

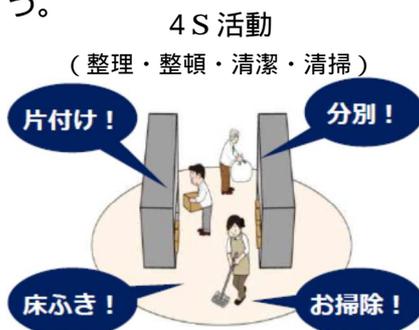
- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
代表者 代表取締役 安全太郎
(自署で署名しましょう)

従業員への定期的な教育や意識啓発のための取組を実施しましょう



4S 活動、KY 活動、危険の見える化など、労働災害を防止するための取組を定着させましょう。



上記の流れは一例です。必ずしも上記の順番で全ての事項の取組を求めるものではなく、店舗・施設の実態等に即して、可能なものから、労働者の安全に係る取組の実施を図っていただくものです。

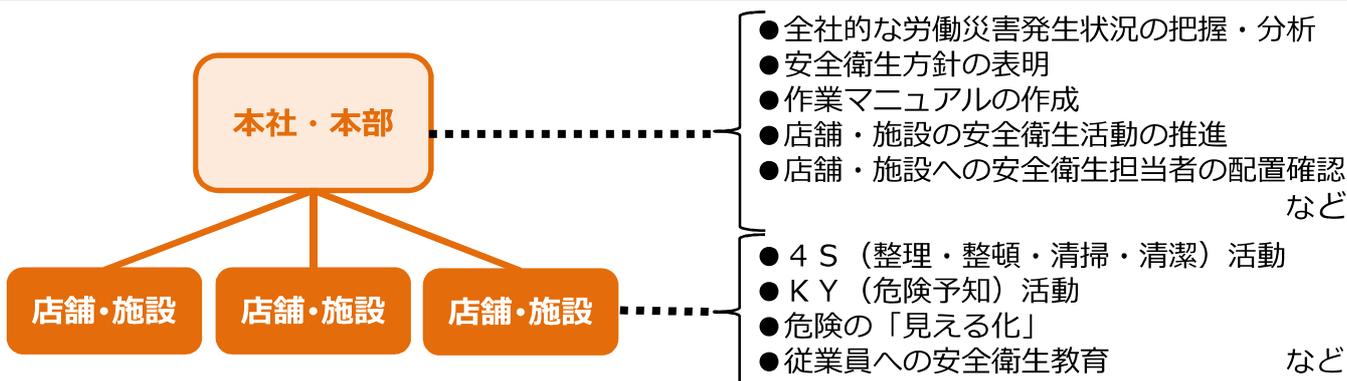
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」 「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げててください。

チェック項目		☑
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

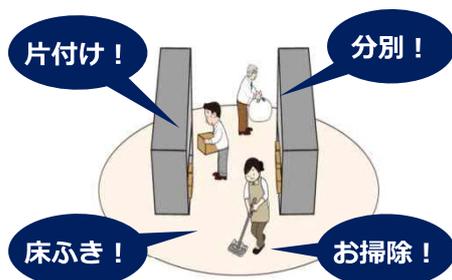
主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例  策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう)

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっている場合は、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。